

平成14年 第6回沼田町議会臨時会 会議録

平成14年11月26日(火)

午前10時07分 開会

1. 出席議員

議長	1番	久保	寛	議員	4番	吉田	好宏	議員
	2番	野道	夫	議員	3番	室田	俊朗	議員
	5番	中村	進	議員	6番	山田	英次	議員
	7番	橋場	守	議員	8番	大沼	恒雄	議員
	9番	横山	忠男	議員	10番	山木	一男	議員
	11番	谷口	清治	議員	12番	吉田	俊一	議員
	13番	絵内	勝己	議員	14番	杉本	邦雄	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 西田篤正君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助役	市橋忠晴君	収入役	藤間武君
総務課長	平木昭良君	地域振興課長	松田剛君
財政課長	辻山典哉君	農業振興課長	矢野潔君
住民生活課長	辻広治君	健康福祉課長	中村幸雄君
建設課長	野々宮宏君	和風園々長	半田昭雄君
旭寿園々長	野原耕次君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

次長 金平嘉則君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 金子幸保君 議事係長 浅野信行君

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
承認第 7 号	専決処分の承認を求めることについて
議案第 78 号	町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 79 号	特別職の職員の給与に関する条例について
議案第 80 号	教育委員会教育長の給与等に関する条例について
議案第 81 号	特別職の非常勤職員及びその他公務に従事する者の報酬額、費用弁償並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 82 号	町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 83 号	平成 14 年度における寒冷地手当の額の特例に関する条例について
請願第 3 号	W T O 農業本格交渉等に関する請願について
請願第 4 号	総合的米政策の見直し等に関する請願について
意見案第 11 号	W T O 農業本格交渉等に関する要望意見書 (案) について
意見案第 12 号	総合的米政策の見直し等に関する要望意見書 (案) について

---

(開 会 宣 言)

○議長（吉田好宏議長）これより本日をもって招集されました、平成14年第6回沼田町議会臨時会を開会致します。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番大沼議員、10番山木議員を指名致します。

---

(会期の決定)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は、本日1日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

---

(専決処分の承認)

○議長（吉田好宏議長）日程第3、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第7号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規程によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規程によりこれを報告し承認を求める。

平成14年11月26日提出、沼田町長名でございます。

《以下、専決処分書朗読後、別冊補正予算（専決第1号）を説明》

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入りますご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第7号は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

#### (一 般 議 案)

○議長（吉田好宏議長）日程第4、議案第78号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）議案第78号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成14年11月26日提出、沼田町長で次の頁でございます。

町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。今回、第一条と第二条と大きく分けて、条文を作っております。まず、第一条の関係ですけれども、今回人事院勧告に基づくもの以外で、若干の条例の手直しという事で、次の6条の2の「給与からの控除」ということで、従前給与からは様々な控除を行っておりますが、これが条例に無いという事で、今回6条の2ということで、それぞれ控除するという事で例えば生命保険料ですとか、損害保険料の給与からの控除等を今回条例に盛り込みましたのと、真中から左くらいですけれども、第9条中と第11条中と、この二つがございますけれども、それぞれ関連する条例が変わった事での改正でございます。

それ以外は、人事院勧告に基づく町職員の給与条例の改正ということで、本年度の人事院勧告に基づく公務員の給与法が、今国会で成立しました。11月15日でございます。これに伴って、町職員の給与に関する条例等について改正整備しようとするものであり、条文の朗読は割愛させていただきますが、次の5頁目でございます。一番最後の方に、5枚めくりますと資料がございます。その資料に基づいてご説明したいと思います。

《以下、「町職員の給与に関する条例の改正資料」を説明》

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）国の経済政策が行き詰まって、こういう不景気を招いた中で、そのしわ寄せを一般職員等に押しつけてきている訳なのですが、国には無駄使いが無いのかという事で、ちょっと質問したいのですけれども、1990年当時、日本長期信用銀行がバブルはじけて破綻に追いこまれる状況になりましたね、この時、この救済のために長銀に対して、国の公的資金は何兆円入ったのか、もし判っていましたら教えて戴きたいし、その後、この日本長期信用銀行がアメリカの資本によ

って買い取られましたね、何兆円も国の税金をつぎ込んだ上に、それを十数億円くらいの金で銀行を丸ごと売ってしまって、買われてしまった。こういう経過をもし知っていましたらちょっと教えて頂きたい。銀行には、言うなれば勝手なこととして、大もうけ出来るだろうとバブル時代にどんだんどんだん、自分の入れ物にそぐわないような、でたらめな経済をやった訳です。その結果が、今の状況をつくりだしている。それを、庶民を助けるのではなくて、そういう人達に国が手を差し伸べた。その結果、どうなったかというのが……。私は、この給料の減額に対して反対する上から、この結果をちょっと知っていたら聞かせて頂きたいのです。

○議長（吉田好宏議長）総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）今の質問でございますけど、私もその頃から新聞等は読んでいたけども、何億円、何兆円の規模かはちょっとここでは、帰って調べないと分かりませんが、結果的にはトップのその頃の頭取以下、トップの方々は、刑事責任を問われて、現在も取り調べの公判中という事で、それぞれ責任は多分これから裁判で下されると思えますけども、最終的な国の財政関係については、確かに今言われたような事で流れてきているという事で、最終的には責任はその方々が取るのですけども、現実には町と国の関係、ちょっと難しい話して、それが結果的に給与改定に繋がったのかどうか、影響は多分あったのかと思えますけども、そんな事で回答にはなりません、経緯だけはそのような事と思っております。

○議長（吉田好宏議長）その他にありませんか。2番。

○2番（野道夫議員）2番。只今、課長の方から説明があり、また、橋場議員の方からも色々な経済的な話しも出た訳でありますけども、今私、お聞きしている中で、職員給与の人事院勧告の2.03ですか、これについては、今日の新聞にも空知管内の報道の中で、殆どがだいたい人事院勧告どおり議決をされているように新聞で見せて戴きましたけれども、後の手当関係の0.05について、私、上の方についても人事院勧告のいわれたとおり、やらなければならないのか、この前の新聞に本州の方で1件か2件、否決されたというのも新聞でみておりますけれども、私は沼田町の職員の給与、4、5年前か3年程前だったと思うのですけども、ラスパイで色々見まして、空知管内の、沼田町の職員の給与。平均したらどのくらいのランクになりますかと聞いたら、今、空知管内では17町村がありまして15番目くらいの平均給与という事を、2、3年前私聞いた事があるのですけども、私、人事院勧告でやった場合の2.03については仕方ないと思えますけども、0.05については、職員の給与・手当関係でこれだけ減額されると、沼田町の商工振興にもおそらく影響があるだろうという事と、今年、去年ずっと沼田町の特殊な色々なイベントに職員の努力に対して、沼田町のイベントが全道に名を響いているという事から、こういったものを削るという事になると、職員の気持ちも、かなり落ちこんでくるのではないかと

など、職員が働くのは給料が貰えるから働いているのであって、安くなったら手を抜くだろうという感じが私はします。そんな事もあって、できたらひとつ手当分については、町長考える余地があれば私は、町長のご意見をお聞きしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）今、野議員の方から温かいご発言を戴いた訳ではありますが、私どもとしては従来とも人事院の完全実施という事を、それぞれ議会の議員の皆様にご理解を頂き、町民の皆様のご理解を頂いて、人事院勧告が発足以来、そういう経過を辿っている事はご承知だと思いますが、そうした中と、現在のおかれている沼田の商工業者の皆さん方、或いは勤労者の皆さん方、そういう人達の実態を考えますと、必ずしも役場の職員が低い状況にはないということは、沼田町内でもご承知だと思います。一方では、温かい野議員さんのようなご発言の一方では、役場の職員が地域の中ではあまりにも高すぎるという声が無い訳ではない。そうした中で、従来とも人事院勧告を尊重してきたものを、今回、色々な事情はあろうかと思えますけれども、その事をもって、手当の減額分をしないというような事の提案は、現状の沼田の状況からいって、なかなか難しいだろうと思っているところであります。

私どもとしては、昨日も職員組合の大会がありあしたけれども、できる限り基本給の改善といいますか、そういうものに努力をしながら、職員の待遇改善を図っていく努力の姿勢をみせておりますので、従来、全道でも下位から数えた方が早いと言われてはいますが、昨年は、全道の中でも一番給与改善が成された市町村というふうに報道されておりましたし、今年度は若干、ラスパイレスでいきますと下がってはおりますけれども、それはその年代の捕らえ方によって、若干の変動はあると思いますが、申し上げましたように引き続き、基本給の改善を図りながら、他の町村と決して均衡が崩れる事のないような配慮をさせて頂きたいと思っておりますので、ご理解頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入りますご意見ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）町長今、町職員の給料は、町民全体の中での経済状況の中で、他の労働者の賃金から比べたら高いという事なのですが、私は、今の景気を悪くしているのは、医療費の改悪から何から、国民の懐を痛めつける所からきていると思うのです。国民総生産に占める、国民消費の割合というのは、6割だということです。というそうですね、町長。その6割の消費される、国民の懐を温めなかったら、景気良くなるのです。私は、労働組合というのは、今ちょっとあまり闘っていないですから、労働組合とは何かという事の自覚が薄れているので、残念な

のですけども、労働者階級という階級がありまして、これは搾取はされても、人を搾取しない階級なのです。言ってみれば、失う物は何もないという立場の人達なのです。そこで、この人達は団結をして、自分達の要求と共に他の人達の要求も一緒に闘っているのが本来、労働組合が果たさなければならない役割なのです。

ところが、今の労働組合では、一定の労働組合は色々な所で集会えお開いています。6万人も集って、戦争反対のテロ報復の戦争反対の集会があったり、米の輸入反対の集会があったり、色々するのですが、それらはマスコミにあまり出てきていないのです。でてきていないけども、昔、ここに労働組合がありました。王子製紙の労働者が首を切られるといたら、炭鉱の労働組合はそれを支援するストライキをやる訳です。さらに、炭鉱労働者が王子のところへ、皆、待機を休んで行きまして、やくざが出て来ますのでそれに備えて、皆新聞紙を濡らして体中に巻いて、王子労働者の一番先頭で、スト破りに対して戦った経験があるのです。

そういう事が今、労働組合やらないのです。ところが今、職員組合が今の農業問題一生懸命勉強して、農民の皆さんこういう状況じゃあ日本の農業潰されてしまうという事で、闘ったら、農家の人は断然支持してくれると思うのです。

私は、そういう意味で、この町職員の給料を引下げるという事は、懐を冷まして消費を冷えさせていく事でありますから、今の経済の悪循環をどんどん広げて行く方向に繋がると私は考えているのです。そういう意味から、絶対に反対する訳でありますけども、あえて農家の皆さんには、それから商店の皆さんには、消費税を無くするのと一緒にやりましょうというような、そういう働きを労働組合がやる事が、これから大事になってくる事だろうと思うのです。決して、この町職員にかけている賃金の引下げというのは、それだけがぼつんと来る問題ではないのです。必ず、町職員の給与も下がったよ、なら一般の会社の方も、町職員の下がったのだから家もなんとか下げてくれとなるのです。

農家の人達も、米が余っているのだから、どんどん減反してもらわなければならないし、更に、米価は引下げられる。国は全然、米の値段についてはタッチしませんよと。しかも、収穫されて集められた米が、売れなかったら国は面倒みませんから、農家の皆さんそれ、自分で処理して下さいという事がやってくるのです。

これは全部繋がっている問題ですから、私はそういう悪循環を断ち切るという上から、沼田町は先陣をきって、町職員の賃金の引下げを止めるべきだと思っていますので、反対を致します。

○議長（吉田好宏議長）他に、ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）本来であれば、賛成討論を求めるところですが、ご意見が無いという事で、ご意見無しと認め、討論を終結します。本案について採決致しま

す。お諮り致します。議案第78号は原案のとおり決することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(吉田好宏議長) 挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長(吉田好宏議長) 日程第5、議案第79号、特別職の職員の給与に関する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(平木昭良課長) 議案第79号、特別職の職員の給与に関する条例について。特別職の職員の給与に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成14年11月26日提出、沼田町長で次の頁でございます。

提案理由を申し上げます。従前の条例を廃止して、新たに条例を制定するという事で、条文の朗読等は割愛させて頂きまして、改正された内容を申し上げます。特別職の給与改定につきましては、北空知管内特別職の報酬等審議会の答申によりまして、この度町長、助役、収入役及び町議会議員については、2.20%程度の引き下げと、平成14年12月1日以降の実施という内容で、今回答申を受けておりまして、その答申を尊重して今回、町長、助役、収入役について、それぞれ2.21%から2.17%若干バラつきございますけれども、平均2.20%ということでの引下げを行うものでありまして、ここに第3条「給料」です。町長の給料は84万という事で、従前までは85万9千円でした。1万9千円の減。助役は、従前69万2千円が67万7千円で、1万5千円の減。収入役は、61万5千円でありましたけれども、60万1千5百円、1万3千5百円の減という事での提案でございます。また、期末手当につきましても、4条でございますけれども、これにつきましても先ほどの、一般職員の説明と同じように、100分の0.05それぞれ減額したという事で、3月、6月、12月の率がこのようになります。以上、提案に変えさせて戴きます。宜しくご審議の程、お願い致します。

○議長(吉田好宏議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入りますご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご意見無しと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第79号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「意義なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長(吉田好宏議長) 日程第6、議案第80号、教育委員会教育長の給与等に関する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(平木昭良課長) 議案第80号、教育委員会教育長の給与等に関する条例について。教育委員会教育長の給与等に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成14年11月26日提出、沼田町長名で、次の頁でございます。

今回の提案理由でございますけど、先ほども特別職の給与に関する条例で、説明致したのと同じでございますけども、この度、それぞれ報酬審の答申によりまして、教育長についても、2.20%の引下げという事で、こちら第2条に書いてあります、教育長の給与月額を、61万5千円でございますけども、この度60万1千5百円という事で、1万3千5百円の減額ということでございます。あと、期末手当につきましては、従前から特別職の職員の給料に関する条例の適用を受けておりましたので、特別職の先ほどの、0.05ヶ月分の下がった金額になるという事での説明をもって提案に変えさせて戴きます。どうか宜しくご審議頂きたいと思っております。以上でございます。

○議長(吉田好宏議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入りますご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご意見無しと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第80号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「意義なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長(吉田好宏議長) 日程第7、議案第81号、町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(平木昭良課長) 議案第81号、特別職の非常勤職員及びその他公務に

従事する者の報酬額、費用弁償並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例について。特別職の非常勤職員及びその他公務に従事する者の報酬額、費用弁償並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成14年11月26日提出、沼田町長名で、次の頁でございます。

《以下、条例内容の説明》

これも先ほど、特別職の給与改定に説明しましたとおり、北空知管内町特別職報酬等の審議会の答申に基づいて、それぞれの改正でございますので、宜しくご審議頂きたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見無しと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第81号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「意義なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。暫時休憩を致します。

10時40分 休憩

---

10時59分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会致します。日程第8、議案第82号、町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）議案第82号、町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について。町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成14年11月26日提出、沼田町長名で、次の頁でございます。

《以下、条例内容の説明》

これにつきましても先ほど、特別職の給与改定に説明しましたとおり、北空知管内の町の、特別職報酬等の審議会の答申によりまして、2.20%程度の引下げと14年12月1日からの適用という事での減額の提案でございますので、どうか宜しくご審議頂き、議決されますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第82号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「意義なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）再会致します。日程第9、議案第83号、平成14年度における寒冷地手当の額の特例に関する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）議案第83号、平成14年度における寒冷地手当の額の特例に関する条例について。平成14年度における寒冷地手当の額の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成14年11月26日提出、沼田町長名で、次の頁でございます。

この度の条例の提案を申し上げますと、条文の朗読は割愛させて頂きまして、改正の内容を申し上げます。寒冷地手当につきましては、本年も時限立法で提出させて頂いております。内容については、前年度と同様という事で、加算額で灯油ドラム缶12本分。2,400リットルを、支給するというもので、家庭灯油価格の11月1日現在、消費税込で46円でございますので、それを積算の基礎と致しまして、計算した結果、扶養親族ある世帯については66,500円を110,400円。43,900円の増に。次に、扶養親族の無い世帯主でございますけども、44,300円を73,600円、29,300円の増。単身者につきましては、22,200円を36,800円、14,600円の増ですけども、このような計算で支給するというものでございまして、以上説明申し上げます。提案理由に替えさせて頂きます。宜しくご審議頂きたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入

りますご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第83号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「意義なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉田好宏議長) 日程第10、請願第3号、WTO農業本格交渉等に関する請願を議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、請願第3号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。7番。

○7番(橋場 守議員) 総合的、米政策の見直し等に関する要望意見書案の中で、2番目の、記の1. 2. 3とありますが、2番目の中で、直接補填支払制度の創設及び米価下落時における価格補償制度など充分なこの、メリット措置という言葉が使われているのですが、どういう考え方なのかちょっと、私はメリットではなくて、そういう制度を、国の主食である米を守るという立場から、確立せよという事でなければならない。何かこれによって、特別な、メリット措置という言い方が、どうもピンと来ないので、どういう事を意図しているのかお聞かせ頂きたい。

○議長(吉田好宏議長) 休憩します。

11時06分 休憩

11時07分 再会

○議長(吉田好宏議長) 再会します。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第3号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本請願は、採択すべきものと決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第11、請願第4号、総合的米政策の見直し等に関する請願を議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略致したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第4号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第4号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本請願は、採択すべきものと決しました。暫時休憩致します。

11時07分 休憩

---

11時07分 再会

#### (議事日程の追加及び一括審議について)

○議長（吉田好宏議長）再会致します。先ほど採択された請願に係る2件について意見（案）が提出されております。ここで、意見書案の一括議題についてお諮り致します。

この際、意見案第11号と第12号を、一括して議題にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、意見案第11号から意見案第12号は一括して議題とすることに決しました。

日程第12、意見案第11号 W T O 農業本格交渉等に関する要望意見書（案）及び日程第13号、意見案第12号 総合的米政策の見直し等に関する要望意見書（案）を一括して議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）7番。米政策の見直しに関する中間報告が出たと思うのですが、その中身大体大まかな事分かりましたら、ちょっと説明してほしいのですが。

○議長（吉田好宏議長）はい、3番説明願います。

○3番（室田俊朗議員）それでは、今ほど橋場さんの方から非常に難しい問題を出されまして、実はこの関係、9月の定例会に提案者の方から出す予定でありましたが、それぞれ全道・全国の要望事項がまだ、まとまっていないという事で、今回の11月の臨時会という事で、今の関係、11月の下旬には決定するという事で、今、連日新聞の方で報道されているようであります。国が、どこまで米政策に責任を持ってもらえるのかという事で、今、全中又、農林省と交渉している最中でございまして、農家としては、ここに書いてあるとおり、それぞれ米の流通備蓄の関係全てにおいて、国の責任を持ってもらいたいと言っておりますし、その辺で今、非常に交渉の真っ最中でございまして、中々どうなるのだと言われましても、まだ今の現時点では、はっきり見えたものは無いというのが現状でございます。以上です。

○議長（吉田好宏議長）はい。7番。

○7番（橋場 守議員）一再一 私達のシンポジウムの中で、ちょっと聞いた事では、おそらく転作奨励金は廃止されるだろうという話があるのですが、こういう事については、どういう見通しを持っているのか、それから米は、集荷は農協が集荷するのは駄目だ、おかしいというのか、そういう事で集ったけれども、売れ残った米は国は責任持たないから、農家が処分しなさいということが決まるとか、米を作りたいなら、餌米ならなんぼでも売れるから餌米を作れという事を書かれるとか、そういうことが本当にあるのかどうか、ちょっとお聞きしたい。

それから、この案文の中なのですけども、さっき言ったような1.2.3の2の、十分なメリット措置というのは、こういう国に対する政策要求の中では、ちょっと言葉がちょっと違うような感じがするのですが、どうなのでしょう。

○議長（吉田好宏議長）はい、3番。

○3番（室田俊朗議員）メリット措置の関係につきましては、何がメリットかというのは、それは色々な捉え方があると思うのです。それぞれの政策の中では、金銭的な事もあれば、色々な政策的なものもあるので、これ一概には言えないのではないかと考えております。

また、今丁度、各農民組織が今、11月の末に上京中で、正に農林省の方と折衝しているのが現状でございまして、転作奨励金が将来的にあるのか無いのか、またその配分がどうなるのかは今、町で駆け引きをやっている最中でですね、こうなるであろうという噂では、物事言えませんが、その辺は控えさせていただきます。

○議長（吉田好宏議長）他に。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）討論ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。意見案第11号と第12号を、一括して採決致します。お諮り致します。本案は、原案のとおり、関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり関係機関に提出する事に決しました。

---

(閉会宣言)

○議長（吉田好宏議長）以上で、本臨時会に付議された案件は、すべて終了しました。これにて、平成14年第6回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦勞様でした。

11時15分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員